

# 事業継続と法的環境研究会の活動

2018年5月31日(木)

特定非営利活動法人 **事業継続推進機構**(BCAO)  
**事業継続と法環境研究会**

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 1. 2017年度活動

## メンバー（11名）

座長：上田、前田、井上、及川、篠原、杉原、畠田、波多野、二階堂、多田、久保田（敬称略）（途中退会者4名）

## 実施研究会（11回）

- 5/22、6/12、7/10、8/28、9/11、10/16、11/13、12/11、1/15、2/19、3/26
- 参加者延べ44名

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

## 2. 2017年度の活動予定

### (2016年度策定)

#### □ 原因分析 担当者の悩み事（法令関係）

- 収集255項目
- 分類・分析
- 組織の13機能に分類
- 元の悩み事を集約

#### □ 集約した項目について、経営層への説明の検討

- 悩み、課題について、経営層にどのように説明するか
- 具体的で、説得力のある説明

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

### 3. まとめ

会社の機能	まとめ項目	法令等
① 経営管理	11項目	20令
② 危機管理	4項目	10令
③ 労務管理	6項目	10令
④ 施設管理	5項目	9令
⑤ 契約管理	6項目	7令
⑥ 取引先/仕入れ管理/お客様管理	7項目	15令
⑦ 資金管理	3項目	3令
⑧ 製造管理	4項目	5令
⑨ 政府・自治体	6項目	5令+参考
⑩ 地域・住民	8項目	15令
⑪ 広報/IR	2項目	7令

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 4. まとめ：例

## ① 経営管理（抜粋）

会社の責任	<ul style="list-style-type: none"><li>代表者の行為についての損害賠償責任(会社法350条) 株式会社は、「代表取締役」「その他の代表者」が、その職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</li><li>善管注意義務(会社法330条、民法644条) 会社法330条 株式会社の取締役は会社から経営の委任を受けていると考えられており、その関係には、民法の委任に関する規定が適用される。 受任者の注意義務(民法644条) 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。</li><li>責任追及等の訴え(会社法847条)株主代表訴訟</li></ul>
安全配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>労働者の安全への配慮(労働契約法第5条)安全配慮義務</li><li>役員等の第三者に対する損害賠償責任(会社法429条)</li></ul>
取締役の義務	<ul style="list-style-type: none"><li>忠実義務(会社法355条)</li><li>役員等の株式会社に対する損害賠償責任(会社法423条)任務懈怠責任</li></ul>
被害想定や危機事象の過小評価 (結果予見可能性)	<ul style="list-style-type: none"><li>労働者の安全への配慮(労働契約法第5条)安全配慮義務</li><li>善管注意義務(会社法330条、民法644条)</li></ul>
支払義務	<ul style="list-style-type: none"><li>金銭債務の特則(民法第419条)</li></ul>
BCPの作成義務	<ul style="list-style-type: none"><li>災害対策基本法 平成25年改定 解説</li><li>住民等の責務(災害対策基本法7条2)</li><li>物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置(災害対策基本法49条3)</li></ul>

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 5. 成果

## 事業継続に関する法令等の説明資料

BCAO 事業継続と法環境研究会 2017 年度成果

特定非営利活動法人事業継続推進機構 (BCAO) : 事業継続と法環境研究会 2017 年度成果  
 本資料の文責は研究会にあり、BCAO 全体の見解ではありません。  
 本資料の閲覧・転載・利用はできますが、事前にお知らせください。  
 また出典には事業継続と法環境研究会資料であり、BCAO の見解でない旨を必ず記載ください。

BCAO 事業継続と法環境研究会 2017 年度成果  
 事業継続に関する法令等の説明資料

具体的な経営層への説明、注意事項	主要な法令や参考
<b>① 経営管理</b>	
<p><b>会社の責任</b>                      会社は、代表者が第三者に加えた損害を賠償する責任がある。                      取締役は会社に対して、平時的のみならず、緊急事態においても善管注意義務があり、過失などによって責任を追究される。責任の追及は、裁判以外に、株主代表訴訟もありうる。                      善良な管理者の注意義務とは、業務を委任された人の職業や専門家としての能力、経験的知識などから見て通常期待される注意義務のこと。注意義務を怠り、履行遅滞、不完全履行、履行不能などに至る場合は民法上過失があると見なされ、状況に応じて損害賠償や契約解除などが可能となる。</p> <p><b>安全配慮</b>                      取締役は平時のみならず緊急時にはなお、従業員のみならず、地域社会においても安全配慮に責任がある。想定外の事態と力の理由で、簡単に責任を避けることが許さず困難になってきている。                      安全配慮義務では、「結果予測可能性」と「結果回避可能性」が問われる。会社は従業員を守るために単に危険性を予測しておこなうだけでは不十分。その内容は他社でも社会的にも実施されているレベル以上を要する水準の義務とする。                      さらに、危険性に対しては、従業員の安全のために、損害が発生する結果に対して結果回避義務がある。回避義務に関しては、事前にも事後にも「努力」することで、過失の割合が減少する。                      つまり、会社としては、十分な危機管理体制やBCの構築をしておく必要があり、いかに加減な準備や実効性の高い情報化を怠らなければならない。責任を問われることになることから、経営層が積極的に関与して、再発を防止する必要がある。                      事前の結果予測の信頼収集、それに基づく結果回避対策、など、事後の対応だけでは不十分なので判断からわかる。つまり、結果をから対応する、では義務を履行したことにはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代表者の行為についての損害賠償責任 (会社法 358 条)                      株式会社は、「代表取締役」(その他の役員)が、その職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</li> <li>● 善管注意義務 (会社法 238 条、民法 644 条)                      会社法 230 条                      株式会社の取締役は専ら経営の委任を受けていると考えられており、その関係には、民法の委任に関する規定が適用される。                      受任者の注意義務 (民法 644 条)                      受任者は、受任の本質に就いて、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。</li> <li>● 責任追及等の新 (会社法 647 条) 株主代表訴訟                      六月以降から引き続き株式会社を有する株主は、株式会社に対し、専らその他の法令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監事、役員等若しくは各個人の「責任追及等の請求」を請求することができる。ただし、責任追及等の請求が当該株主若しくは株主等の不正な利益を回復し又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。</li> <li>● 労働者の安全への配慮 (労働契約法 5 条) 安全配慮義務                      使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。</li> <li>● 役員等の第三者に対する損害賠償責任 (会社法 429 条)                      役員等がその職務を行うにつき重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。                      次の各号に掲げるときは、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたときは、この限りでない。</li> </ul>
<p><b>風評被害</b>                      最近の傾向は、風評被害はソーシャルメディアにより、拡散することもある。社員が不用品に被害の噂などを個人の SNS などに掲示したりすることで、不正確な情報拡散が起ることもある。                      その結果第三者が生じた損害は使用者たる会社に損害賠償責任がある。                      また、そのような事態が発生すれば、放置することなく、直ちに謝罪の手段 (HP、記者会見など) で、正確な情報発信が必要である。                      社員教育での適切な行動の規範や、就業規則での規定などが必要になる。                      従業員は在職中、労働契約に付随する信義上の義務として当然に一定範囲の秘密保持義務を負うと考えられ、就業規則に基づく懲戒処分、特に懲戒解雇を行うこともできる。                      なお内閣府発 (公益通報者保護法) は、保護対象になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受任者の注意義務 (民法 644 条)                      受任者は、委任の本旨に就いて、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。</li> <li>● 忠実義務 (会社法 355 条)                      取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。</li> <li>● 使用者等の責任 (民法 715 条)                      ある事業のために他人を使用する者(被用者)がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしたにもかかわらず損害が生じたときは、この限りでない。</li> <li>● 不正競争防止法                      営業秘密の保護 予防対策の禁止 信用の保護 技術管理体制の構築</li> <li>● 公益通報者保護法                      あらゆる違反行為が対象となっているわけではない。懲戒処分行為が対象となっているわけではなく、罰則で強制しなくてはならないような重大な法令違反行為に限られる。</li> </ul>

特定非営利活動法人事業継続推進機構 (BCAO) : 事業継続と法環境研究会 2017 年度成果  
 本資料の文責は研究会にあり、BCAO 全体の見解ではありません。  
 本資料の閲覧・転載・利用はできますが、事前にお知らせください。  
 また出典には事業継続と法環境研究会資料であり、BCAO の見解でない旨を必ず記載ください。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO 全体の見解ではありません。

特定非営利活動法人  
事業継続推進機構  
事業継続と法的環境研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation  
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)